

東みよし町選挙管理委員会告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、東みよし町
条例制定請求者署名簿を、次のとおり縦覧に供します。

令和4年1月21日

東みよし町選挙管理委員会
委員長 池本 友男



記

1. 縦覧の期間 令和4年1月27日から令和4年2月2日までの7日間
2. 縦覧の場所 東みよし町役場 3階会議室